

移動等円滑化取組計画書

2024年 6月 30日

住所：名古屋市中区栄一丁目15番3号

事業者名：名古屋近鉄タクシー株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役社長 山根 真哉

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

現状の課題として車いすに乗られた方々の移動を円滑にするため、配車センターの教育、乗務員へのスロープ及び車内での取り付け等の教育の徹底を継続している。

中期的な方針として、全乗務員がUDタクシーに対応できるよう、名古屋市版「車いすの乗車ガイド」を基に、年2回以上の研修を実施する予定である。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
タクシー車両	期間：随時 内容：JPN タクシーへの代替

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員教育	乗務員のUDタクシー車両に対する理解度を高め、安全で速やかな乗降を実現させる。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
社員教育	配車センターに注文をいただいた時点で、必要な情報が提供できるような体制を作る。 乗務員が現地の状況等を加味した上で、情報を提供できるような体制を作る。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
UD 乗務員の増員 社内研修	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋タクシー協会が開催する UD ドライバー研修を随時受講させる ・実際の UD タクシーを利用した社内研修

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

UD タクシーの積極的導入及び乗務員の教育・育成など、公共交通事業者等としての責務を果たし、また、行政とのコミュニケーションを図りながら移動等の円滑化に取り組んでいきたい

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
大きな変更はない		

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。